

公益財団法人日本豆類協会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日 制 定

平成 29 年 6 月 7 日 一部改正

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本豆類協会定款（以下「定款」という。）第 16 条第 3 項及び第 35 条第 3 項の規定に基づき、公益財団法人日本豆類協会（以下「協会」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 13 条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。
- (7) ただし、常勤監事の場合の報酬等については、評議員会で決めるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 協会は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬年額は、別表 1 の範囲内で理事長が定める。
- 3 非常勤役員及び評議員には、理事会又は評議員会への出席に対し、出席手当を支給することができることとし、その額は、別表 2 の範囲内とする。非常勤理事が理事長の指示又は評議員会の求めに応じ評議員会へ出席した場合も同様とする。
- 4 非常勤監事には、監事監査規程に基づく協会の会議への出席又は監査の実施に対し、手当を支給することができることとし、その額は、別表 3 の範囲内とする。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第 4 条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金の額は、別表4に基づき算定して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、算定に用いる在職期間は当初就任日から起算して8年間を上限とする。

(費用)

第5条 協会は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を支給することができる。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人日本豆類協会への移行の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成29年6月7日から施行する。

(別表 1) 常勤役員の報酬年額

役 職	報酬年額
専務理事	1,228 万円までの範囲内
常務理事	1,188 万円までの範囲内

(別表 2) 非常勤役員及び評議員の出席手当

種 類	手当の額
出席手当	3 万円までの範囲内

(別表 3) 非常勤監事の出席手当及び監査手当

種 類	手当の額
出席手当	3 万円までの範囲内
監査手当	4 万円までの範囲内

(別表 4) 常勤役員の退職慰労金の算定基準

算定基準
$\text{退職時の報酬年額} \times \text{在職年数} \times 9 / 100 \times \text{業績勘案率}$

(注) 業績勘案率は、理事長が 0.0～2.0 までの範囲内でその者の業績に応じて決定する。